

第3章

にぎわう

『魅力と活力あふれるまち』

3-1 農業経営の安定化と森林資源の活用を図ります

3-2 賑わいと活気ある商業を実現します

3-3 創造し挑戦する工業への発展を推進します

3-4 夢・可能性を実現できる雇用を創出します

3-5 感動あふれる観光地域を創造します



基本
施策 3-1

農業経営の安定化と森林資源の活用を図ります

現状と課題



農産物の輸入自由化による恒常的な農産物価格の低迷や食品の安全・安心に対する消費者ニーズの多様化、有害鳥獣による農作物被害の増加等により、近年農家を取り巻く状況は厳しさが増えています。また、農業の担い手不足も深刻化しており、高齢化が進み、遊休農地が増加しています。

一方、一部の農家では、農地集約による経営面積の拡大や高品質化による所得増等が見られるなど、農業経営の傾向は二極化しており、本市の専業農家数、農業産出額、農家1戸あたりの耕作面積は増加傾向にあります。

そのような中、上山農産物のブランド確立に向けたプロモーションや6次産業化※1の情報提供、研修会等を実施していますが、その取組をさらに進展させることで農業経営の安定化を図る必要があります。

林業については、住宅建築への木材使用率の低下等による木材価格の低迷や担い手の高齢化等により林業生産活動が停滞し、森林の荒廃が進んでいることから森林資源の活用が求められています。

土地改良施設※2は、老朽化が進み、修繕費の増加や施設機能の低下がみられます。今後、既存施設の有効活用や長寿命化を図るため、設備の更新や補修を行うことにより農業用水の安定確保を図る必要があります。

また、農道及び用排水施設の整備に併せた農地の集約化により、生産基盤条件を向上させるとともに、大雨による洪水被害や地震による災害を未然に防止するため、土地改良施設の防災減災事業に取り組み、地域農業の保全を図る必要があります。

方 針

- 1 農作業の効率化や農地の集約、県営土地改良事業を活用した土地改良施設の機能維持等により営農環境の整備を推進し、地域の中心的担い手を確保します。
- 2 農産物のブランド化及び6次産業化を推進するとともに、販路拡大を図り農産物販売額を拡大します。
- 3 農産物に被害を及ぼし、農村生活をおびやかす有害鳥獣被害の対策を強化します。
- 4 市内に有する豊かな森林資源については、森林の循環利用を図るため、利用間伐に係る森林施業を推進するとともに、公共施設等への利用を積極的に行います。

※1 6次産業化とは、農業や水産業等の第1次産業が食品加工（第2次産業）・流通販売（第3次産業）にも業務展開している経営体系のこと。

※2 土地改良施設とは、農業のための水路や農道、ため池等のこと。

施策3-1-1

農業の担い手の確保

目 標

1 農業の担い手の経営確立支援

農業用機械の導入や施設整備への支援、スマート農業^{※1}の推進等による経営の安定化及び土地改良施設の更新・修繕や土地改良事業の実施等により農業生産基盤の維持向上を図るとともに、人・農地プラン^{※2}の実質化を通して経営拡大や農地集約を推進することにより、効率的かつ安定的な農業経営の確立を支援し、地域の中心的担い手を確保します。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人・農地プランに位置付けられた地域の中心経営体への農地集積率	42.1% <small>(令和元年7月時点)</small>	44.0%	46.0%	48.0%	50.0%

目標値の説明

指標	説明
人・農地プランに位置付けられた地域の中心経営体への農地集積率	施設整備等への支援や人・農地プランの実質化に向けた地域の話し合いを通して、地域の中心経営体へ農地を集約することにより、農地集積率が向上し、地域の中心的担い手の確保につながります。

- ※1 スマート農業とは、ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を目指す新たな農業のこと。
※2 人・農地プランとは、地域農業における中心経営体や地域における農業の将来の在り方について、農業者が話し合いに基づいてまとめるプラン（計画）のこと。

施策3-1-2 農産物販売額の拡大

目 標

1 農産物のブランド化と販路拡大

作付けする農作物の種類や品目を厳選し、品質向上対策や多様な販売方法の促進を図り、地理的表示（GI）保護制度の取得等高品質化及び他産地との差別化を推進します。

また、近年増加傾向にある病虫害対策に取り組み生産量の確保に努めるとともに6次産業化を推進し、農業経営の安定を図ります。

販路拡大については、インターネット等の多様な媒体を活用した積極的な宣伝活動や大都市圏での販売促進及び地産地消活動を通し、本市農産物の認知度を高めるとともに、農家、農業関係団体、観光関係者及びその他関係する機関と連携を図ります。

2 かみのやまワインによる地域振興

地域資源である「ワイン」をキーワードとして生産・醸造・消費の拡大に取り組むとともに、各分野連携による相乗効果により、農業経営の安定と地域振興を図ります。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個人経営の認定農業者一人あたりの販売額	11,500千円 <small>(平成31年3月時点)</small>	12,000千円	12,000千円	12,500千円	12,500千円
ワインぶどう栽培面積	50ha <small>(平成31年3月時点)</small>	63ha	63ha	64ha	65ha

目標値の説明

指標	説明
個人経営の認定農業者一人あたりの販売額	農業者の生産、販売、消費に対する取組を支援していくことにより、農産物販売額が増加し、農業経営の安定につながります。
ワインぶどう栽培面積	ワインの生産、醸造、消費が拡大する取組への支援を行うことにより、ワインぶどう畑の栽培面積が増え、6次産業化が進み、農業経営の安定と地域振興につながります。

施策3-1-3

有害鳥獣対策の推進

目 標

1 有害鳥獣対策の強化

イノシシやニホンジカ等新たな有害鳥獣の被害に対する対応策を検討するとともに、農家及び行政、その他関係団体が一体となり、有害鳥獣対策として有効である追払いや防護柵の設置等を強化し、有害鳥獣による農作物被害の減少を図ります。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有害鳥獣による被害額	20,681千円 (平成31年3月時点)	19,500千円	19,000千円	18,500千円	18,000千円

目標値の説明

指標	説明
有害鳥獣による被害額	有害鳥獣対策として有効である追払いや防護柵の設置等への支援をすることにより、農家の農作物被害額が減少し、耕作意欲の減退をなくし、農業経営の安定につながります。



施策3-1-4 豊かな森林資源の活用

目 標

1 市産木材の利用促進

利用間伐に係る森林施業の支援を行い、豊かな森林資源の循環利用を図ります。また、公共施設や森林環境整備等への市産木材の活用を積極的に行います。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市産木材の生産量	370m ³ (令和元年10月時点)	400m ³	400m ³	400m ³	400m ³

目標値の説明

指標	説明
市産木材の生産量	利用間伐の支援を行い、市産木材の生産量確保及び流通をさせることにより、市産木材の循環利用につながります。

現状と課題



本市では、平成24年に中心市街地活性化基本計画の認定を受け、上山城を中心とした回遊性を促進するとともに、商店会によるイベント開催等により中心市街地の賑わい創出を図ってきました。しかしながら、上山二日町ショッピングセンター協同組合の自己破産や郊外型商業施設の進出に加えて、通信販売等消費者の選択範囲が拡大し、中心商店街を巡る環境は厳しさを増しており、商店数及び従業者数が年々減少する等、商業機能と賑わいが低下してきています。

このような状況の中で、平成29年に第2期中心市街地活性化基本計画の認定を受け、交流人口の拡大や商業機能の強化等について、関係団体等と連携しながら様々な取組を進めています。二日町プラザ等の整備による集客を活かす取組、商業祭等イベントの継続、空き店舗等の活用等、集客と賑わいを創出するための取組を継続して進めていくことが必要です。さらに、時代の変化によるインバウンドやキャッシュレス化等、新たな課題への対応も必要です。

また、商業者が持続的に発展するには、個店の魅力向上を図るとともに、商工会による伴走型の経営サポート、各種融資制度の活用等による経営基盤の強化や後継人材の育成が必要です。さらに、創業希望者に対する相談体制の充実や各種支援制度の活用により、新規創業を促し商業機能の強化及び賑わい創出を図る必要があります。

方 針

- 1 中心商店街の活性化を推進します。
- 2 個店の魅力向上、経営の安定化及び創業を支援します。

施策3-2-1 中心商店街の活性化

目 標

1 中心商店街の賑わいづくり

中心市街地活性化基本計画に基づき、中心商店街の商業機能の強化や地域特性を活かした中心商店街づくりに向けて、中心商店街が主催する商業祭等イベントの開催、二日町プラザやかみのやま温泉観光案内所の整備による集客を中心商店街に波及させる取組、空き店舗や空き家等を活用した新規出店等を支援し、賑わい創出を図ります。

加えて、中心商店街が高齢者支援、地域資源の活用、地域交流への関与等、地域コミュニティに貢献するような新たな機能に対応した取組を支援します。

また、インバウンドを含めた観光客向けの取組、キャッシュレス化、買物弱者対策等、時代の流れや消費者ニーズの変化による新たな課題について、商工会等関係団体と協議しながら対応を検討していきます。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中心商店街の歩行者・自転車通行量※1（平日＋休日）の平均	1,544人 <small>(令和元年9月時点)</small>	1,640人	1,655人	1,671人	1,686人

目標値の説明

指標	説明
中心商店街の歩行者・自転車通行量（平日＋休日）の平均	中心商店街の活性化につながる取組を継続的に支援することで、中心商店街の歩行者・自転車の通行量を増加させます。来街者が増加することにより、中心商店街の賑わいの創出につながります。

※1 中心商店街の歩行者・自転車通行量とは、中心市街地内4地点（二日町プラザ前、やぐら前、石崎A1前、矢来三丁目）における平日と休日の歩行者と自転車の通行量の平均のこと。

施策3-2-2 個店の魅力向上、経営の安定化及び創業支援

目 標

1 個店の魅力向上と経営基盤の安定化

商工会や関係機関等と連携し、商品開発、販路拡大、店舗づくり等個店の魅力向上につながる取組を支援するとともに、経営診断・指導を充実させ、商業者の経営を支援します。加えて、商業者の研修や交流の場を設け、情報提供や交換を通じた意識高揚や後継者育成を図る取組を支援します。

また、円滑な資金調達による経営の安定化を図るため、各種融資制度等を充実させ、活用を推進するとともに、商業者のニーズに応じ、国や県も含めた補助金制度の情報提供や申請手続に関する支援を行います。

2 創業支援

創業支援等事業計画に基づき、商工会や関係機関等と連携し、創業希望者に対する相談体制の充実や各種補助制度の情報提供等により創業しやすい環境づくりを進め、特に若者や女性の創業に対してよりスムーズに事業が実施できるよう支援します。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小規模事業者持続化補助金※1採択件数	20件 (平成26年度～令和元年度の平均件数)	20件	20件	20件	20件
新規創業者数	6件 (平成26年度～30年度の平均件数)	5件	5件	5件	5件

目標値の説明

指標	説明
小規模事業者持続化補助金採択件数	商工会と連携し、小規模事業者持続化補助金の利用者を増やすことにより、個店の魅力向上と経営基盤の安定につながります。
新規創業者数	相談体制の充実や各種補助制度により創業を支援し、新規創業者が増加することにより、商業機能の強化につながります。

※1 小規模事業者持続化補助金とは、中小企業庁が小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を補助する補助金のこと。

基本
施策 3-3

創造し挑戦する工業への発展を推進します

現状と課題



本市工業は、金属加工、医薬品製造、食料品製造等、多様な分野の製造拠点がバランスよく立地しており、各企業が独自性のある優れた技術により成長を続けてきました。経済波及効果の高い新たな企業の誘致や、新規受注開拓活動への支援、融資制度の拡充等の支援により、市内工業の経営安定化及び成長を推進してきましたが、大手企業へ部品等を供給する企業が多くを占めており、人口減による国内消費の減少や人手不足、先行き不透明な経済状況等により、厳しい経営を強いられています。また、社員の高齢化により、これまで培われてきた経営資源が喪失するリスクが懸念されます。

今後の安定的な企業成長のためには、上記の現状に対応しながら、製品の高付加価値化、取引の多角化及び生産性の向上により利益を確保することが重要です。そのためには、市内企業との取引拡大につながる新たな企業の誘致、先端設備の導入、産学官金連携や企業間連携による技術課題解決及び製品開発、受注を見込める分野への積極的な情報発信、競争に打ち勝つための人材養成・確保等が求められます。

取引拡大に資する新たな企業の誘致については、企業の立地意向に迅速に対応するための新たな産業団地整備に併せ、設備投資動向の把握や本市立地の優位点のPR活動を進めていく必要があります。

方 針

- 1 新たな産業拠点の形成と企業誘致を推進します。
- 2 高付加価値化、取引多角化、生産性向上に取り組む企業を支援します。

施策3-3-1

産業拠点形成及び企業誘致

目 標

1 産業団地の整備と企業誘致活動の推進

誘致企業の受け皿となる「かみのやま温泉インター産業団地」を整備するとともに、将来の用地需要を踏まえた拡張の検討を進めます。また、同団地及び市内未利用地等に、協定金融機関との連携等により、市内企業との取引拡大に資する企業や、新技術・新製品を創出する機能を持つ企業の誘致を図ります。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
企業誘致件数	1件 (平成31年3月時点)	1件	1件	1件	1件

目標値の説明

指標	説明
企業誘致件数	新たな企業を誘致し、市内企業の新規取引及び新規取引に必要となる新技術・新製品開発に取り組む機会を生み出すことにより、市内企業の粗付加価値額※1の増加につながります。

※1 粗付加価値額とは、製造品出荷額等から、消費税、原材料使用額等、減価償却額を除いた額のこと。



施策3-3-2 工業の成長支援

目 標

1 高付加価値化、取引多角化、生産性向上の取組への支援

新製品、新技術開発及び取引多角化に向けて、産学官連携や企業間連携等のツールを活用しながら、自主的な取組を行う企業を支援するほか、他の支援機関と連携しながら、新技術、新製品の開発及び生産性向上に必要な設備導入を支援します。また、新製品や新技術開発、受注開拓等を担う人材を育成するため、企業が社員を技術研修等に派遣する際に支援を行います。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内製造業の粗付加価値率※1	36% (平成29年12月時点)	36%	37%	37%	38%

目標値の説明

指標	説明
市内製造業の粗付加価値率	新技術・新製品開発、取引多角化、設備投資を支援することで、生産効率を上げ原材料使用額等を低減し、市内製造業の粗付加価値率を高めることにより、さらなる低コストでの生産につながります。

※1 粗付加価値率とは、製造品出荷額等に占める粗付加価値額（従業者30人以上については付加価値額）の割合のこと。なお、県13市平均は平成29年度12月時点で41%

基本 施策 3-4 夢・可能性を実現できる雇用を創出します

現状と課題



国内人口の減少、若年層の進学率上昇、大手企業への就職集中等により、現在、有効求人倍率は高い水準で推移しており、企業側での人材の確保が非常に困難な状況となっております。

そのため、次世代の経営者・高度技術者の育成、技術の承継等、将来の事業継続に関する対応が難しくなっていることに加え、人材確保に対する新たな課題として、外国人労働者の雇用、働き方改革への対応等が求められています。

今後は、市内企業が魅力的な就職の選択肢となる取組を強化する等市内への人材誘導を進めるとともに、安定した雇用を創出するため、若者、女性、高齢者等の誰もが健康で活躍できる働きやすい労働環境の整備を図る必要があります。

方 針

- 1 人材を確保し、定着を図ります。
- 2 働きやすい職場づくりを推進します。

施策3-4-1 人材の確保・定着

目 標

1 人材の確保

市内企業の人材確保と高校生の円滑な就労のため、商工会やハローワーク等と連携し、合同企業説明会や情報交換会を開催するなど、市内企業と県内高校との雇用・就労に関するマッチングを図る取組を推進します。

また、市内企業の人材不足を補うため、外国人労働者の雇用に関して、市内企業のニーズを捉えながら、商工会等関係団体と連携し、現状・課題や具体的な取組について調査研究を進めます。

2 産業人材の市内誘導

大学等進学者を登用する企業の誘致に努め、就職を機に市内回帰及び移住した場合の奨学金返還等の支援を行います。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内在住高校生の市内企業就職率	27% <small>(平成31年3月時点)</small>	29%	31%	33%	35%
産業人材誘導数	21人 <small>(平成31年3月時点)</small>	20人	20人	20人	20人

目標値の説明

指標	説明
市内在住高校生の市内企業就職率	市内企業と県内高校との雇用に関するマッチングを図ることにより、市内に在住する高校生の市内企業への就職率が高まり、市内企業の人材が確保され若者の市内定着につながります。
産業人材誘導数	産業人材を市内に誘導する取組で、市内企業への就職者数を増やすことにより、将来、市の産業振興を担う人材の市内定着につながります。

施策3-4-2

働きやすい職場づくりの推進

目 標

1 働き方改革の推進、労働環境の整備

就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境づくりが重要な課題となっている中で、労働者が個々の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現を目指す「働き方改革」について、国・県・関係機関と連携しながら、市内企業に周知・啓発を図ります。

また、女性の出産その他の事情による離職を防止するほか、男性の育児参加等を促すため、企業が実施する取組等を支援することにより、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備を図ります。加えて、育児休暇や介護休暇等を取得しやすく安全・安心な労働環境を実現するため、福利厚生や労働安全衛生の普及啓発に努めます。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
次世代育成支援対策推進法等に基づく新規認定企業数	0社 (平成31年3月時点)	1社	1社	1社	1社

目標値の説明

指標	説明
次世代育成支援対策推進法等に基づく新規認定企業数	市内企業に制度を周知し、働きやすい職場づくりを呼びかけることにより、国や県の認定※1を受ける市内企業が増加し、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備につながります。

※1 国や県の認定とは、「くるみん認定」「えるぼし認定」「やまがた子育て・介護応援いきいき企業」のこと。

基本
施策 3-5

感動あふれる観光地域を創造します

現状と課題



本市の宿泊者数は減少傾向にあり、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による一段の落ち込みにより平成22年度以降年間30万人を下回り、減少は現在まで続いています。加えて、本市の観光業は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大と、それに伴う観光マインドの変化という、これまで経験したことのない苦難に直面しています。今後の見通しを立てることが難しい苦境にあっても、本市観光地域の発展のためには、宿泊者数を年間30万人へ回復させることが大きな課題と捉えています。

また、旅行形態が「団体旅行」から「個人旅行」へという変化を、新型コロナウイルス感染症拡大は一層加速させています。新型コロナウイルスにより、他者との接触を避けることが余儀なくされているなか、アフターコロナにおける足腰の強い観光地域の創造のためには、その地域ならではの観光資源をもとにした体験型の観光プログラムの提供や、そこで暮らす人々との交流を通じて旅行の満足度を高めようとする動きは大変重要な要素であり、これまでの「泊まる」「食べる」「買う」という旅行スタイルに「体験する」という要素が求められています。

フルーツやワイン等の優良な農産物や特産品等観光物産品の販売促進を図るとともに、歴史、文化、自然等本市の地域特性を体験できる観光メニューを旅行商品として提供し、多様化する旅行者ニーズに対応しながら訪れる人々に感動を与える観光地となり、同時に観光消費の拡大を図っていく必要があります。

一方、有力な観光振興策である外国人の誘客については、近年、増加が顕著であるとともに、その土地の食、文化、歴史、自然等多彩な観光メニューを広域的に楽しむ傾向があります。国や県、近隣自治体等と連携し誘客の底上げを図るとともに受入環境を整えながら、国内旅行者も含めて、本市が東北、山形観光の拠点としての地位を確立し、宿泊者の増加へつなげていくことが求められています。

方 針

- 1 観光動向等を分析し、本市が広域周遊できる宿泊拠点として、観光客に利用してもらえるよう民間団体や周辺自治体等と連携し戦略的なプロモーションを進めます。
- 2 本市が目的地として観光客から選んでもらえるように地域資源を活用した魅力的な観光メニューや旅行商品の造成にかかる取組を支援するとともに、受入環境の整備を図ります。

施策3-5-1

周遊の拠点となるための戦略的な観光振興

目 標

1 民間団体と連携した戦略的な観光プロモーションの実施

本市には県内有数の温泉旅館街や蔵王小倉・蔵王坊平のペンション等、立地場所、施設の内容、さらには宿泊料金を含めた多様な宿泊施設があります。また、山形新幹線、東北中央自動車道などの交通基盤も整っており、周辺地域からアクセスしやすい位置にあります。さらに、村山地域、置賜地域との境界に位置し広域的な観光周遊を図る上で有利であり、本市を宿泊場所として周遊の拠点と位置付けた戦略的なプロモーションを民間団体と連携して実施します。

2 広域連携による訪日外国人旅行者（インバウンド）向けプロモーションの強化

国や県、他自治体と連携し、訪日外国人旅行者増に向けたプロモーションを展開することで、スケールメリットを活かしてまいります。また、国ごとに異なる興味・嗜好を捉えながら本市の魅力を紹介し、PRツール等も活用しながら効果的な発信を図ります。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
宮城県・福島県・新潟県・首都圏からの宿泊者数	137,919人 (平成31年3月時点)	146,000人	152,000人	150,000人	170,000人
訪日外国人宿泊者数	4,757人 (平成31年3月時点)	5,900人	6,600人	5,000人	8,200人

目標値の説明

指標	説明
宮城県・福島県・新潟県・首都圏からの宿泊者数	本市宿泊客の半数以上を占める主要な市場に対してプロモーションを強化することにより、当該エリアからの誘客が促進され、宿泊者数の増加につながります。
訪日外国人宿泊者数	広域連携を通じた訪日外国人旅行者向けのプロモーションを行うことにより、周遊する魅力が向上し、広域にわたって旅行を楽しむ傾向にある訪日外国人旅行者の宿泊者数の増加につながります。

施策3-5-2 体験型観光の推進

目 標

1 本市ならではの地域資源を活用した体験型観光の推進

上山産フルーツや特産品、さらには歴史、文化、自然等の本市を特徴づける地域資源の活用や、クアオルト各種体験プログラムによるヘルスツーリズム※₁をもとにした旅行商品の開発や販売を推進するとともに、民間団体等が行う観光メニューの掘り起しや磨き上げの支援を行い、観光の目的地として選んでもらえるよう体験型観光の推進を図ります。あわせて、これらを牽引する人材の育成を図ります。

2 安全・安心、快適な観光地域の創造

旅行者等が安全・安心にかつ快適に観光できるように、受入環境の整備を図ります。

目 標 値

指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
旅行商品・観光メニュー化件数	1件 <small>(平成31年3月時点)</small>	4件	6件	6件	6件
観光案内所利用者延数	35,200人 <small>(平成31年3月時点)</small>	36,900人	37,800人	35,000人	39,900人

目標値の説明

指標	説明
旅行商品・観光メニュー化件数	体験型観光の旅行商品や観光メニューを創出することにより、宿泊だけではない周遊観光の地域としての魅力向上が図られ、誘客を促進し宿泊者数の増加につながります。
観光案内所利用者延数	旅行者ニーズに応え情報発信等することで、満足度が高まり、かみのやま温泉を拠点とした周遊観光が促進され、宿泊者数の増加につながります。

※1 ヘルスツーリズムとは、旅行という非日常的な楽しみの中で、健康回復や増進を図る旅のこと。